

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	提出された診断書を精査し、身体障害者福祉法で定める基準に該当する場合に身体障害者手帳の作成と交付を行う。 ①住民からの申請に基づき、身体障害者手帳の交付 ②交付された手帳情報の管理 ③手帳所持者への再認定時期の通知 ④県への手帳所持者数の報告
③システムの名称	身体障害者手帳システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横断ガイドライン3-3のとおり、住登外者について、住基ネットの4情報照会によるマイナンバーの確認作業を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利	本市は、身体障害者手帳の申請・交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱	本市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署の所属長	社会福祉課長 中澤四郎	社会福祉課長 増山智一	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	I 関連情報 6評価実施機関②所属長の役職名	社会福祉課長 増山智一	社会福祉課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月10日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報	第19条第7項	第19条第8項	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和5年3月1日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月1日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第11項	番号法第9条第1項 別表 第11の項	事後	内容変更
令和7年3月7日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(10、20、21項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の10、20、21の項	事後	内容変更
令和7年3月7日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	IVリスク対策1～11	IVリスク対策8～9の記載	IVリスク対策8～11の新規項目の記載	事後	内容変更
令和8年2月23日	II しいきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	II しいきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第11の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条	事後	内容変更
令和8年2月23日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の10、20、21の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 ・情報提供 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163	事後	内容変更